

瑞穂町企業誘致促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町企業誘致促進条例（平成23年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による指定の申請は、当該事業所の操業を開始する前に、瑞穂町指定企業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 定款又は規約
 - (3) 事業計画書
 - (4) 土地の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
 - (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し
 - (6) 事業所の位置図及び配置図
 - (7) 事業所の建設計画を記載した書面及び図面
 - (8) 常用雇用者名簿（様式第1号の2）
 - (9) 法人にあっては直近3期分の決算書の写し、個人にあっては過去3年分の確定申告書の写し
 - (10) 過去3年分の国税、都道府県税、市町村税又は特別区税の納税証明書
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (指定通知)

第3条 条例第4条第2項の規定により審査し、適当と認めるときは瑞穂町指定企業指定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは瑞穂町指定企業不指定通知書（様式第3号）により、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 条例第6条第3項の規定による奨励金の交付申請は、固定資産税及び都市計画税の各課税年度の1月31日までに瑞穂町事

業所設置奨励金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1）当該年度の事業所の固定資産税及び都市計画税の額がわかる書類
- （2）当該年度の町税の納税証明書その他これに類するもの
- （3）常用雇用者名簿（様式第1号の2）
- （4）当該事業所の常用雇用者を証明する書類（雇用保険者証の写し等）
- （5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（奨励金の交付決定）

第5条 町長は、条例第6条第4項の規定により奨励金を交付することを決定したときは瑞穂町事業所設置奨励金交付決定通知書（様式第5号）により、奨励金を交付しないことを決定したときは瑞穂町事業所設置奨励金不交付決定通知書（様式第6号）により、指定企業に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第6条 指定企業は、前条の規定により奨励金の交付決定を受けたときは、瑞穂町事業所設置奨励金交付請求書（様式第7号）により、町長に奨励金の交付を請求するものとする。

（変更事項の申請）

第7条 条例第7条第1項の規定により指定を受けた内容を変更し、又は事業を廃止し、若しくは休止しようとする指定企業は、瑞穂町指定企業指定内容変更等届出書（様式第8号）に、変更内容を示す書類を添えて、町長に届け出なければならない。

（指定企業の取消しの通知等）

第8条 町長は、条例第8条第1項の規定により指定企業の指定を取り消したときは、瑞穂町指定企業指定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 町長は、条例第8条第2項の規定により奨励金の返還を命ずるときは、瑞穂町事業所設置奨励金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

（地位の承継の申請等）

第9条 条例第9条の規定により指定企業の事業を承継した者（以

下「事業承継者」という。)は、瑞穂町指定企業承継承認申請書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに、町長に申請しなければならない。

- (1) 瑞穂町指定企業指定通知書の写し
 - (2) 承継の事実がわかる書類
 - (3) 事業承継者の概要書
 - (4) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - (5) 定款又は規約
 - (6) 常用雇用者名簿(様式第1号の2)
 - (7) 過去3年分の国税、都道府県税、市町村税又は特別区税の納税証明書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請書を受け付けたときは、速やかに、審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めるときは瑞穂町指定企業承継承認通知書(様式第12号)により、適当と認めないときは瑞穂町指定企業指定取消通知書(様式第9号)により、事業承継者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(失効)
- 2 この規則は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この規則の失効前に条例第4条に規定する申請をした企業についてのこの規則の規定は、前項の規定による失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の瑞穂町企業誘致促進条例施行規則の規

定は、この規則の施行の日以後に指定の申請がされた奨励金の交付について適用し、施行の日前に指定の申請がされた奨励金の交付については、なお従前の例による。